平成２５年（フ）第３６２号
堺市南区竹城台１丁１番３―1428号
債務者　濵﨑　清二
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
広島県三次市布野町横谷1126番地１、前住所
広島県三次市十日市西５丁目８番42号　103
債務者　原田　真志
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第５２号
釧路市文苑１丁目３番16号
債務者　佐藤ちひろ（旧姓大和田）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
栃木県足利市堀込町1003番地11　県営堀里住宅１―52
債務者　今城　幸枝
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５０４号
横浜市港南区笹下７丁目25番15号　ペルテ高田201号
債務者　廣川喜美子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２４号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目20番１号　サンライズ湘南201
債務者　島袋　久永
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７９号
横浜市保土ケ谷区常盤台34番20号　ハイツトキワ201号
債務者　天野　宏和
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８０号
横浜市港北区高田東３丁目35番１―404号
債務者　西野　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０６号
横浜市金沢区能見台通２番６―503号
債務者　今村　大伸
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２７号
横浜市泉区和泉町2811番地２　泉清水コーポ103号
債務者　古江　健太
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２８号
神奈川県鎌倉市今泉３丁目13番５号　クレール白山106
債務者　大内　　佳
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４４号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸３丁目４番10―203号
債務者　江里口正文
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８号
静岡県磐田市豊浜419番地
債務者　伊藤　真紀
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
静岡県浜松市浜北区寺島2445番地の１　シャローム・アイ203
債務者　中谷　久男
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２２２８号
福岡市博多区板付４丁目６番３号
破産者　水田いく子
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部